

2026年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻（2026年4月入学）
＜専門職学位課程＞入学試験 A日程

（2025年7月12日実施）

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは2014年11月15日、Aが所有する建物（以下、「本件建物」という。）の贈与をAから受け、同年11月20日より本件建物への居住を開始した。しかし、AがYの実兄であったことや、手続きの煩雑さから、本件建物の所有権移転登記はなされないままであった。ところが、2021年3月3日、資金繰りに窮したAは、本件建物の登記名義が自己にあることを幸いに、Yに無断で、Bに対して本件建物の抵当権を設定し、その3日後には抵当権設定登記も具備された。2024年6月1日、当該抵当権が実行され、Xが本件建物を競落した。Xは代金を完済したうえで同年7月3日にその所有権移転登記を具備した。その後、2024年12月10日に、XはYに対し所有権に基づく本件家屋の明渡しを求めた。

[設問]

XのYに対する請求が認められるかについて、Yからの反論を考慮しつつ検討しなさい。

【Ⅱ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、B銀行に100万円の定期預金を有していた。この定期預金は、Aから依頼を受けたCが手続きをしたものであり、その手続きに必要な書類、印鑑、預金通帳等（以下、「書類等」という。）はCが預かったままであった。

後日、Cは、Aによく似たDに、Aの替え玉としてBに行くように指示した。Dは、Cが預かっていた書類等を用いて、Aに無断で、Aとしてこの定期預金を担保とする貸付を申し込んだ。Bの融資担当者は、書類等を確認し、DをAと誤信して、この定期預金を担保として、Dに90万円を貸し付けた。

その後、定期預金の満期が到来し、Aは、Bに対して100万円全額の払戻請求をした。ところが、Bは、貸付金が期限までに返済されなかったため、Dに対する貸付金債権と、Aの定期預金債権とを対当額で相殺する旨を主張した。

[設問]

AのBに対する払戻請求は認められるか、論じなさい。ただし、利息については、言及しなくてもよい。

（問題紙）

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

Bリーグ（男子プロバスケットボール）の新リーグ「Bプレミア」は、2026年10月からスタートする。この新リーグに参入するための基準として、Bリーグ理事会は、スペックとして「5000席以上かつスイートルーム等を兼ね備えたBプレミア基準の＜夢のアリーナ＞。新設・改修を問わず2028～2029年シーズン開幕までに使用可能であること」を内容とする「アリーナ要件」を課した。これに伴い、全国各地でアリーナの建設ラッシュが始まった。

A市では、3期市長を務めた先々代市長Cが人口減少による地域活力の減退に歯止めをかけるため、賑わいづくりの拠点としてアリーナ建設を進めてきた。2020年11月実施の市長選では、A市公園におけるアリーナ建設につき「白紙に戻す」を公約に掲げ当選した先代市長Dが当選した。Dは候補地の再選定を行った結果、あらためてA市公園を整備してアリーナ建設を行うことを決定し、A市議会もこれに賛成した。その事業費は、アリーナ建設とA市公園の整備、30年間の維持管理費につき、総額230億7千万円を見込み、2024年9月にはA市事業者推進委員会が選定した事業者（企業）EとA市との間で事業契約が結ばれた。しかし、同年11月実施の市長選挙で、アリーナ建設の「即時契約解除」を公約に掲げた市長Fが当選し、Fは新アリーナ建設運営事業の解除を指示し、Eとの契約解除協議が行われ、アリーナ建設事業は休止状態となった。なお、契約解除にあたっては多額の違約金が発生する。

市長Fと市議会多数派との対立が激化する中で、アリーナ建設に反対する住民団体とこれを推進する住民団体は、ともに「新アリーナ建設」に関する住民投票条例制定をA市議会に請求した。2025年5月、審議の結果、A市議会は「A市公園への多目的屋内施設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票条例」を制定し、住民投票を同年8月に実施することを決定した。

アリーナ建設推進派は、「プロスポーツや音楽イベントの誘致」、「交流人口の増加による経済効果」をあげ、「Bリーグ」をはじめとする各種のスポーツイベントの開催が可能になると主張している。これに対して、アリーナ建設反対派は、A市内にはすでに総合体育館や各地区のスポーツ施設があり、現在でも大会や練習など多様な目的で利用されており、それらの施設が足りないと感じるほど利用が逼迫しているというデータや報告は限定的であること、少子高齢化が進む中で、市の財政負担や将来的な利用需要に対する懸念を主張している。2025年7月、地元マスメディアが実施した事前の世論調査によれば、市民は建設推進・建設反対に二分し拮抗しており、またどちらに投票しようか悩んでいる市民も半数近くおり、いずれが過半数の得票を得るかは現時点ではまったくわからないと報じられた。

この報道を受け、①マスメディアから住民投票の結果を尊重するかどうかについて質問された市長Fは、「もちろん、投票結果を尊重したいとは考えていますが、日本各地における住民投票の事例や過去の判例に基づいて、適切に対応させていただきます。」と回答した。

【参考資料】 A市公園への多目的屋内施設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票条例

第10条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

2 住民投票において、本件多目的屋内施設建設に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれが多い数が投票資格者の総数の4分の1に達したときは、市長はその結果を尊重しなければならない。

【設問】

下線部①にある、市長Fの「回答」に関する憲法上の論点を提示した上で、それらについて詳しく論じなさい。

（問題紙）

次の設例を読んで問いに答えなさい。

【設例】

株券発行会社であるY株式会社は、2024年3月31日現在、株主名簿に記載されている株主に対し、その所有株式1株につき新株5株の割合で割り当て、申込期間を同年5月20日より6月10日まで、払込期日は同年6月21日とする新株発行を、取締役会において決議した。

Y株式会社の株主であるXは、2024年1月28日に保有するY株式会社株式（以下、「本件株式」）をすべてAに譲渡し、Aは同年2月20日Y株式会社に株式名義書換の請求をしたが、Y株式会社の過失により書換は行われず、基準日当ても依然としてXがY株式会社株式にかかる株主として株主名簿に記載されていた。このため、Y株式会社は同年5月20日、Xに5000株の新株割当ての通知をなし、Xは同年6月3日に5000株の申込みをするとともに証拠金の払込みをした。その後Y株式会社が本件株式に係る新株（以下、「本件新株」）をAに割り当てたため、XはY会社に対して本件新株の交付を求めて提訴した。

【問い】

Xの請求が認められるかにつき、論じなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい。なお、特別法違反について検討する必要はない。

【問題文】

1. Xは経営する会社の資金繰りに窮していたので、友人Yに金策を相談したところ、Xに金を貸しているYは、従業員のAを殺害して、会社を受取人としてAにかけていた生命保険を詐取する案を提案した。XはYの提案を了承し、Yの協力を得て、Aを事故に見せかけて殺害し、保険金は折半することを計画した。
2. XとYは、Aの具体的な殺害計画を練り、XがAを自室に呼んで飲酒する際に睡眠薬を与えてAを眠らせた後に、XとYがAを近くの川に運んで投げ入れてAを溺死させ、事故死を装うことにした。睡眠薬は、Yが準備したものを使うことにした。
3. 2025年2月10日の昼頃、Yは、「睡眠薬は約束通り持参した。ただ、やはりAを殺すことはできない。申し訳ないが、この計画からは抜けさせてくれ。」とXに頼んだ。Xは、当初はYを説得して翻意を促したが、Yの決意が固いことを知ると、Yから睡眠薬を受け取った後、Yを殴って気絶させ、計画の支障にならないように、縄で縛りつけて、放置した。
4. 同日の夕刻から、当初の計画通りにXがAを自室に招いて、Yから受け取った睡眠薬入りの酒をAに飲ませたところ、Aが動かなくなった。そこで、自分の車の後部座席にAを横たえ、近くの川付近まで赴いたが、付近を気にしてAを川に突き落とすことはやめて、冬の深夜、川付近の路上に放置すれば、凍死することは確実であり、事故死には変わりがないと考え、その場を立ち去った。
5. 翌朝、散歩中の住民が、路上でAを発見し、警察に通報した。駆け付けた警察は、不審死としてAを司法解剖に付した。司法解剖の結果、Aの死は、凍死ではなく、睡眠薬の摂取によるものであること、Aの摂取した睡眠薬の量は、通常人にとっては致死的な効果をもたらすほどのものではなかったが、Aが重度の心臓疾患をかかえていたため、そのこととの相乗効果によって死に至ったことが判明した。なお、Xは、Aに重度の心臓疾患があることは全く知らず、Aが睡眠薬で死亡することも想定すらしていなかった。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。